データ項目ID		データ項目	グループ			データ型	桁数	コード	繰り返し	データ出力条件	項目定義	項目説明	実装類型
			名称	主キー	外部キー								
003	06231	除籍_除籍日	戸籍事項・身分事項_追完			DATE	10			条件付き必須	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完により除籍した年月日	不詳日を許容する ※※00306233がnullでない場合	◎
003	06232	除籍_除籍日_元号	戸籍事項・身分事項_追完			X	1	031		条件付き必須	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完により除籍した年月日における元号	※※00306233がnullでない場合	◎
003	06233	除籍_除籍日_不詳・不明フラグ	戸籍事項・身分事項_追完			X	1	052		任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完により除籍した年月日が不詳又は不明の場合に、不詳又は不明であることを示すフラグ	直ちに処理することができない理由により、受領日から数日を経て届書を処理した場合に記録される	◎
003	06234	除籍_除籍日_不詳・不明表記	戸籍事項・身分事項_追完			N	72			条件付き必須	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完により除籍した年月日が不詳又は不明である場合の不詳・不明表記	※※00306233が1、2の場合	◎
003	06235	除戸籍_本籍	戸籍事項・身分事項_追完			N	100			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における本籍		◎
003	06236	除戸籍_本籍_都道府県	戸籍事項・身分事項_追完			N	4			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における本籍の都道府県		◎
003	06237	除戸籍_本籍_市区郡町村名	戸籍事項・身分事項_追完			N	12			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における本籍の市区郡町村名		◎
003	06238	除戸籍_本籍_町字	戸籍事項・身分事項_追完			N	120			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における本籍の町字	本籍を街区符号を用いて表示する場合は丁目まで、地番号を用いて表示する場合は町字まで記載する	◎
003	06239	除戸籍_本籍_地番号または、街区符号	戸籍事項・身分事項_追完			N	50			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における本籍の地番号または、街区符号		◎
003	06240	除戸籍_入籍戸籍_筆頭者	戸籍事項・身分事項_追完			N	210			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における筆頭者氏名		◎
003	06241	除戸籍_入籍戸籍_筆頭者_氏	戸籍事項・身分事項_追完			N	105			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における筆頭者の氏		◎
003	06242	除戸籍_入籍戸籍_筆頭者_名	戸籍事項・身分事項_追完			N	105			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完による除籍後の戸籍における筆頭者の名		◎
003	06243	従前記録_従前の記録	戸籍事項・身分事項_追完			N	2500			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完における従前の記録	基本事項中のインデックスを訂正、消除する場合に使用する	◎
003	06244	記録内容_記録の内容	戸籍事項・身分事項_追完			N	500			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完における記録の内容	基本事項中のインデックスを記録する場合に使用する	◎
003	06245	特記_特記事項	戸籍事項・身分事項_追完			N	2500			任意	事件本人の戸籍事項欄又は身分事項欄に関する、追完における特記事項		◎
003	06944	削除フラグ	戸籍事項・身分事項_追完			X	1			必須	当該データが削除されたかどうかを現すフラグ（0：未削除、1：削除済）		○
003	06246	操作者ID	戸籍事項・身分事項_追完			X	10			必須	操作者を一意に識別するコード		○
003	06247	操作年月日	戸籍事項・身分事項_追完			DATE	10			必須	操作を行った年月日		○
003	06248	操作時刻	戸籍事項・身分事項_追完			TIME	8			必須	操作を行った時刻		○
003	06249	市区町村コード	身分事項_配偶者の国籍変更	○	○	X	6			必須	市区町村を一意に識別するコード（指定都市においては区までを特定）	総務省「全国地方公共団体コード」に従って6桁のコード値を設定すること	○